

高額介護サービス費の 月々負担の上限額が変わります

平成29年
8月から

○高額介護サービス費とは？

高額介護サービス費とは、介護サービスを利用する場合に支払う利用者負担の合計の額が、同じ月に一定の上限を超えたとき、超えた分が払い戻される制度です。

○改正の概要

高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している人と利用していない人の公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯の誰かが町民税を課税されている人の負担の上限が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられます。

○高額介護サービス費の基準の主な変更内容

対象となる人	平成29年7月までの負担の上限（月額）	平成29年8月からの負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人	44,400円（世帯）	44,400円（世帯）
世帯のどなたかが、町民税を課税されている人	37,200円（世帯）	44,400円（世帯）〈見直し〉 ※同じ世帯の全ての65歳以上の人（サービスを利用していない人を含む。）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）を設定
世帯全員が町民税を課税されていない人	24,600円（世帯）	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の人たち	24,600円（世帯） 15,000円（個人）	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している人たち	15,000円（個人）	15,000円（個人）

○高額介護サービス費の見直し後の適用例

	平成29年	7月	8月
A 世帯 ・市区町村民税が課税されている ・2割負担 ※現役並み所得相当の方ではない場合 サービス利用者			
	月々の上限	37,200円	44,400円
	年間の上限	なし	なし
B 世帯 ・市区町村民税が課税されている ・1割負担 サービス利用者			
	月々の上限	37,200円	44,400円
	年間の上限	なし	446,400円（新設）
C 世帯 ・市区町村民税が課税されていない ・1割負担 サービス利用者 45歳・息子 ※40歳～64歳は1割負担			
	月々の上限	37,200円	44,400円
	年間の上限	なし	446,400円（新設）

◎問い合わせ先

役場保健衛生課介護保険係 ☎ (86) 1153[直通]